

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ○市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	橿原市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html">http://www.city.kashihara.nara.jp/kikaku/shisei/my-number/index.html</a>

執行機関名 橿原市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者に対する支援に関する事務(法律によるものを除く。)であって規則で定めるもの。(小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		橿原市個人番号の利用に関する条例(条例第35号)別表第1(第4条関係) 5 障害者に対する支援に関する事務(法律によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)第一条	橿原市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この要綱は、在宅の小児慢性特定疾患児童に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、小児慢性特定疾患児童の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		橿原市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱